政　令

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第一条第七号に掲げる規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　法第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び附則第二十九条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）の規定　令和五年五月八日

二　法第二十七条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）及び第四十九条並びに附則第十五条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十九条及び第四十三条の規定　令和五年五月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十七号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項、第二十条第五項及び第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）

第十四条の二　機構が行う法第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報（同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報をいう。以下この条、第十五条の三及び第十六条の二において同じ。）の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に特定署名用電子証明書記録情報を送信する方法

二　主務省令で定めるところにより、機構から特定署名用電子証明書記録情報を記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

第十五条中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第十五条の二第二項中「署名利用者をいう。以下この項」の下に「、次条」を加える。

第十五条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書記録情報（法第七条第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）については、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

第十五条の三第二項及び第三項に次のただし書を加える。

ただし、受領した署名用電子証明書失効情報等のうち特定署名用電子証明書記録情報については、当該特定署名用電子証明書記録情報に係る署名利用者の同意がある場合は、この限りでない。

第十六条中「この条」の下に「及び次条」を加え、「法第十七条第五項に規定する署名確認者」を「署名確認者（法第十七条第五項に規定する署名確認者をいう。次条において同じ。）」に改め、第一章第一節第二款中同条の次に次の一条を加える。

（団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法）

第十六条の二　団体署名検証者が行う法第二十条第五項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供は、主務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

附　則

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十八号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第二項、第八条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十六条の二第二項、第十六条の七、第十六条の十から第十六条の十三まで、第十六条の十五、第十七条第一項第五号、第十八条第四項、第二十二条第二項、第二十七条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十五条の二第二項、第三十五条の七、第三十五条の十から第三十五条の十三まで、第三十五条の十五、第三十七条第三項及び第七十二条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。